

◆ 余市税務署からのお知らせ ◆

平成29年分 所得税・消費税・贈与税の確定申告が始まります！

申告と納税の期限

所得税及び
復興特別所得税

平成30年3月15日(木)まで

贈与税

平成30年3月15日(木)まで

個人事業者の
消費税及び地方消費税

平成30年4月2日(月)まで

- ◎所得税・消費税の納税は便利な振替納税で！
- ◎還付金の受け取りは「預貯金口座振込」で！

所得税及び復興特別所得税の振替日
平成30年4月20日(金)
消費税及び地方消費税の振替日
平成30年4月25日(水)

確定申告会場開設のお知らせ

- 開設期間 平成30年2月16日(金)～平成30年3月15日(木) (土、日曜日を除く)
- 受付時間 平日：午前9時から午後4時まで (会場の混雑の状況により受付を早めに締め切る場合があります)
- 開設会場 余市税務署 3階 確定申告会場

- ※ 上記期間前は、確定申告会場を設置していません。
- ※ 譲渡所得及び贈与税に関する申告相談を希望される方は、平成30年3月7日(水)から平成30年3月9日(金)の期間中にお越しいただきますようご理解とご協力をお願いいたします。

《復興特別所得税》の 記載漏れにご注意ください！

平成25年分から平成49年分まで、復興特別所得税(原則として各年分の所得税額の2.1%)を所得税と併せて申告・納付することとされています。

確定申告書の作成に当たっては、「復興特別所得税額」欄の記載漏れのないようにご注意ください。

還付申告の方を含め、申告される全ての方について、「復興特別所得税額」欄の記載が必要となります。

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただければ、画面の案内に従って金額等を入力することにより、税額などが自動的に計算され、計算誤りのない申告書を作成することができます。

公的年金等を受給されている方へ —平成29年分の確定申告について—

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税及び復興特別所得税の確定申告をする必要はありません。

- この場合であっても、所得税及び復興特別所得税の還付を受けるためには、確定申告書を提出する必要があります。
- 確定申告書の作成に当たっては、復興特別所得税の記入を忘れずお願いします。

住民税の申告が必要な場合があります。



国税庁ホームページ

確定申告 検索

平成29年分

確定申告

申告書には マイナンバーの 記載が必要です!



確定申告は、
**自宅から
ネットが便利**

- 早い
- 待たない
- 24時間いつでもOK

医療費控除の提出書類が
簡略化されます

詳しくは **確定申告**

検索

Step1

国税庁
ホームページで
申告書を作成

Step2

ネットで送信 (e-Tax)

プリントアウトして送付

申告の際には

マイナンバーの記載+本人確認書類の提示 又は **写しの添付** が必要です

※e-Taxで提出する場合は、本人確認書類の提示又は写しの添付は不要です

申告と納税

所得税および復興特別所得税・贈与税

消費税および地方消費税(個人事業者)

平成30年

3月15日(木)まで

平成30年

4月2日(月)まで

所得税および復興特別所得税の確定申告の窓口での相談・申告書の受付は、平成30年2月16日(金)からです。

確定申告書の作成に当たっては、「復興特別所得税額」の記載漏れのないようご注意ください。

余市税務署への申告書・届出書等の提出について

【郵送提出】 申告書・届出書等を郵送される場合は、次のように宛先をご記載の上ご郵送ください。

〒047-8588 小樽税務署内「申告書等集中処理担当部署」宛 (住所は記載不要ですが、郵便番号は必ず記載願います。)

連絡先 ☎0135-25-1009 (余市税務署担当)

【窓口提出】 窓口で提出される場合は、余市税務署総合受付もしくは小樽税務署内「申告書等集中処理担当部署」へご提出ください。

【e-Tax】 e-Taxで提出される場合は、余市税務署を選択の上、送信願います。

e-Tax
でデータ送信!

便利な 申告書の作成は 国税庁ホームページの



又は
書面で提出!

「確定申告書等作成コーナー」で!!

画面の案内に従って金額等を入力することにより、税額などが正しく計算され、計算誤りのない所得税及び復興所得税、消費税及び地方消費税の確定申告書や青色申告決算書などを作成することができます。

平成29年分及び平成28年分の確定申告書には、申告をする方や扶養親族の方などのマイナンバーの記載が必要です。マイナンバーを記載した申告書を提出する際には、申告者ご本人の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です(控除対象配偶者、扶養親族及び事業専従者などの本人確認書類は不要です。)

【本人確認書類の例】 例1 マイナンバーカード 例2 通知カード+運転免許証、公的医療保険の被保険者証など